

2025 年度「ゲームを活用した探求学習講座」運營業務受託者公募に関する説明書

この説明書は、2025 年度「ゲームを活用した探求学習講座」運營業務委託に係る公募型プロポーザルの執行及び契約の締結について、プロポーザルを提出する者（以下「提出者」という。）及び受託候補者が留意すべき事項を定めたものであり、提出者は、次の事項を了知のうえ、プロポーザルを提出してください。

1 募集する企画提案に係る業務

2025 年度「ゲームを活用した探求学習講座」運營業務委託

2 委託する業務の内容

別添『2025 年度「ゲームを活用した探求学習講座」運營業務委託仕様書』（以下、「仕様書」）のとおり。

なお、仕様書は基本的な業務内容を示したものであり、受託候補者を決定した後、提案内容により、仕様を適宜調整し契約締結を行う場合もあることに留意すること。

3 業務委託期間

契約締結の日から 2025 年 11 月 30 日まで

4 提案額等

2,094,400 円（消費税及び地方消費税を含む）を超えない範囲とする。

なお、この額は、事業内容の規模を指示するものであり、予定価格を示すものではないことに留意のうえ、この範囲内で提案する企画に係る一切の経費を見込み、その内訳を明示すること。

※「7（5）事業に係る経費の見積書」、「9 その他留意事項（4）」も参照すること。

5 業務委託予定者の選定方法

公募型プロポーザル方式

6 応募資格

次の要件をすべて満たす者とする。

- （1）茨城県物品調達等競争入札参加者資格審査要項（平成 8 年茨城県告示第 254 号）に基づく茨城県物品調達等競争参加資格者名簿に登録されていること。
- （2）茨城県物品調達等登録業者指名停止基準に基づく指名停止の措置を受けている者ではないこと。
- （3）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者及び同条第 2 項の規定に基づく茨城県の入札参加の制限を受けていない者であること。
- （4）会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

と。

- (5) 茨城県暴力団排除条例（平成 22 年茨城県条例第 36 号）第 2 条第 1 号又は同条第 3 号までに規定する者でないこと。
- (6) 茨城県税の滞納がないこと。
- (7) 本業務を円滑に遂行するために必要な組織、人員、資金等の経営基盤を有するものであること。

7 応募書類

- (1) 企画提案提出書（様式第 1 号）
- (2) 資格要件に係る宣誓書（様式第 2 号）
- (3) 法人等の概要書（様式第 3 号）
- (4) 事業企画書（様式任意：サイズは A 4 版とし、以下の事項について記載すること）
 - ※無記名のもの（社名部分を隠したもの）、及び社名を記載したものをそれぞれ提出すること。
 - ア 業務全体に対する基本的な考え方、取組方針
事業実施に有効と思われる、一定の知見、有益な独自のツールやネットワーク
 - イ 業務内容について
業務の実施方法等について、具体的に記載すること。
 - ウ 業務工程表
業務を遂行するための実施手順及び人員配置等を記載した計画を作成すること。
 - エ 業務の執行体制
本業務の実施体制について、氏名、所属部署、役職名、略歴、主な専門分野、本業務の遂行に有益な関連業務実績及び資格・スキル等を記載すること。なお、一部再委託等により事業を行う場合は、連携する事業者や団体等を記載すること。
 - オ その他、業務趣旨に沿った特別な取組・ネットワーク等
業務内容に関して独自の提案や、業務を遂行するに当たり活用できる独自のネットワーク等があれば、その内容を具体的に記載すること。
- (5) 事業に係る経費の見積書
 - ア 本業務に係る経費の積算内訳について、具体的に示すこと。
提案額は 2,094,400 円（消費税及び地方消費税を含む）を越えないこと。
 - イ 人件費は、単価及び日数を明記すること。
 - ウ 消費税及び地方消費税の額が分かるよう記載すること。
- (6) 直近 2 事業年度の決算書
- (7) 会社概要（会社案内、パンフレット等）

8 応募の手続き及び選定方法等

- (1) 問い合わせ先及び応募書類の提出先
いばらき e スポーツ産業創造プロジェクト推進協議会事務局
（茨城県産業戦略部産業政策課内）

〒310-8555 茨城県水戸市笠原町 978 番 6

電話：029-301-3523

電子メール：e-sports@pref.ibaraki.lg.jp

※データ容量が 10MB を超える場合には、本県が運用する茨城県大容量ファイル交換システムにて送受信を行うため、予めその旨を申し出ること。

(2) 応募手続き

ア 応募に関する質問

本説明書の内容に関する質問等は、令和 7 年 7 月 11 日（金）正午まで、質問票（様式第 4 号）により、電子メールでのみ受け付ける。

質問に対する回答は、令和 7 年 7 月 15 日（火）午後 5 時までに、電子メールにより行う。
なお、質問に対する回答は、公平性の観点から、HP 等に掲載するものとする。

イ 応募書類の受付

令和 7 年 7 月 18 日（金）午後 5 時を期限とする。期限までの平日午前 9 時から午後 5 時までに原則として電子メールにより提出すること。

※特別な事情により持参又は郵送（必着、送付記録が残るものに限る。）とする場合は、
予めその旨を申し出ること。

(3) 提出部数

持参又は郵送による場合は、7 に記載する応募書類について、(1)～(3)、(6)、(7)は各 1 部、(4)、(5)は各 4 部（1 部正本（社名を記載したもの）とし、残り 3 部は無記名のもの（社名部分を隠したもの））を提出すること。

(4) 審査

ア 審査方法

プロポーザル参加者は、提出した企画提案書に基づき、次のとおりプレゼンテーション審査を行うものとする。

ただし、企画提案書の提出者が 1 社のみであった場合には、プレゼンテーション審査は行なわず、書面のみによる審査を行う場合もある。また、企画提案書の提出者が複数あった場合は、書面による審査を行い、上位の者をプレゼンテーションによる審査の対象とする場合もある。

(ア) 日 時 令和 7 年 7 月 23 日（水）、24 日（木）のいずれかの日

(イ) 場 所 オンライン

※日時及び場所は 7 応募書類の提出により参加者が決定した後に連絡する。

(ウ) 説明時間 10 分以内（説明終了後、10 分以内の質疑を予定）

(エ) 留意事項 説明は、先に提出した企画提案書に基づいて行うこと。

日程及び場所については、変更・追加となる場合がある。

イ 審査

事務局内に設置した「企画提案競争審査会」において、以下ウの選考基準により審査を行い、受託候補者 1 社を選定する。

なお、審査内容は非公開とし、審査結果についての異議申立ては認めない。

ウ 選考基準

企画提案については、概ね以下の項目により評価を行う。

①理解度	事業の目的・内容について十分に理解しているか。
②独創性	事業自体の魅力を高める提案がされているか。
③具体性・妥当性	提案内容は具体性・妥当性を伴っているか。
④業務遂行体制	本業務の遂行に必要な体制となっているか。
⑤経費積算	経費の積算は妥当か。

エ 選定結果の通知

受託候補者の選定後、速やかに結果を通知する。

9 その他留意事項

- (1) 書類の作成に用いる言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 企画提案書の応募、作成及び提出に関する費用は、すべて提出者の負担とする。なお、提出された企画提案書は返却しない。
- (3) 企画提案書に虚偽の記載をした場合には、企画提案書を無効にするとともに、不利益処分を行うことがある。
- (4) 企画提案の審査は、提出された内容に基づき行うが、受託候補者を決定した後、企画提案内容をそのまま委託するとは限らない。また、委託金額については、受託候補者の選定後、見積書を徴し別途決定する。
- (5) 契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とする。ただし、茨城県財務規則第138条第2項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部を免除する。
- (6) 受託者は、本業務を行うにあたり、業務上知りえた秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。
- (7) 本契約の執行に際しては、地方自治法（昭和22年政令第67号）や茨城県財務規則をはじめとする諸規定が適用される。